

厚生年金基金制度見直しに係る厚生年金保険法改正案の概要と
総合型厚生年金基金の検討課題

2013年4月

みずほ信託銀行

目次

厚生年金基金制度見直しに係る厚生年金保険法改正案の概要

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の概要 P3

改正法施行までのスケジュールイメージ P5

厚生年金基金制度改革の概要と総合型厚生年金基金の選択肢の概要

厚生年金基金制度改革の概要 P8

総合型厚生年金基金の選択肢の概要 P10

特例解散制度の見直しと代行割れ基金の検討課題

特例解散制度の見直し P12

代行割れ基金の検討課題 P15

厚生年金基金の存続要件と代行充足基金の検討課題

厚生年金基金の存続要件 P17

代行充足基金の検討課題 P18

企業年金の持続可能性を高めるための施策の推進

厚生年金基金が解散した場合の基本ルール P20

基金から他制度への移行支援策 P21

その他、制度全般に係る変更事項

最低責任準備金の精緻化 P24

解散認可基準の緩和 P29

厚生年金基金制度見直しに係る厚生年金保険法改正案の概要

- 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の概要

(注)2013年4月12日に閣議決定され国会に提出された厚生年金基金制度見直しに係る法律案

- 改正法施行までのスケジュールイメージ

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の概要

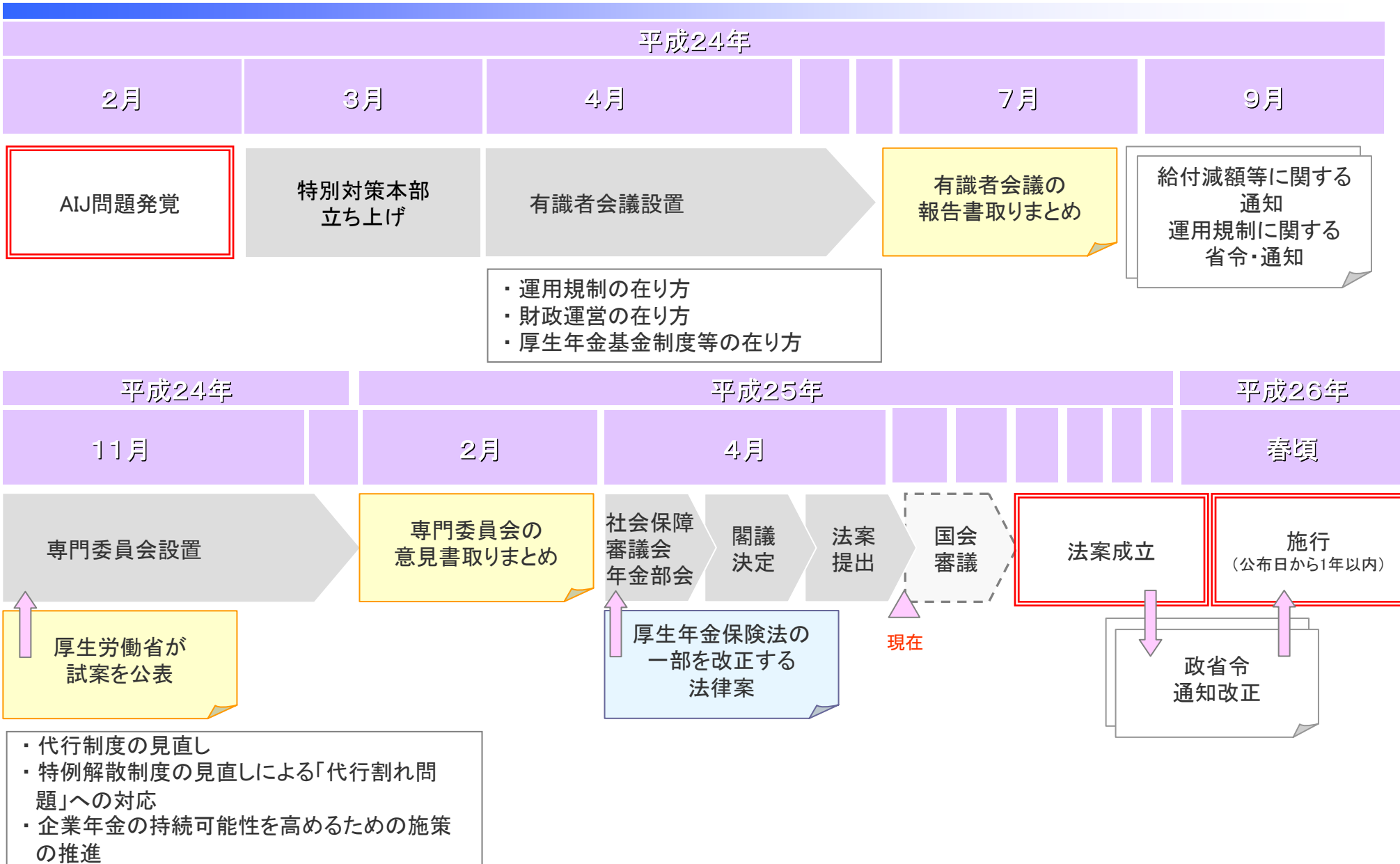
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保を図るため、①厚生年金基金について他の企業年金制度への移行を促進しつつ、特例的な解散制度の導入等を行うとともに、②国民年金について第三号被保険者に関する記録の不整合期間の保険料の納付を可能とする等の所要の措置を講ずる。

法案の内容	施行期日
<p>1. 厚生年金基金制度の見直し(厚生年金保険法等の一部改正)</p> <p>(1) 施行日以後は厚生年金基金の新設は認めない。</p> <p>(2) 施行日から5年間の時限措置として特例解散制度を見直し、分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。</p> <p>(3) 施行日から5年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、解散命令を発動できる。</p> <p>(4) 上乗せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行について特例を設ける。</p>	<p>公布日から1年を超えない範囲で政令で定める日</p>

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の概要

法案の内容	施行期日
<p data-bbox="78 239 1301 277">2. 第3号被保険者の記録不整合問題(※)への対応(国民年金法の一部改正)</p> <p data-bbox="126 332 1500 412">保険料納付実績に応じて給付するという社会保険の原則に沿って対応するため、以下の措置を講ずる。</p> <ul data-bbox="107 455 1529 863" style="list-style-type: none"><li data-bbox="107 455 1529 554">(1) 年金受給者の生活の安定にも一定の配慮を行った上で、不整合記録に基づく年金額を正しい年金額に訂正<li data-bbox="107 611 1529 709">(2) 不整合期間を「カラ期間」(年金額には反映しないが受給資格期間としてカウント)扱いとして、無年金となることを防止<li data-bbox="107 766 1529 863">(3) 過去10年間の不整合期間の特例追納を可能とし、年金額を回復する機会を提供(3年間の時限措置) <p data-bbox="167 915 1491 1018">(※)サラリーマン(第2号被保険者)の被扶養配偶者である第3号被保険者(専業主婦等)が、第2号被保険者の離職などにより、実態としては第1号被保険者となったにもかかわらず、必要な届出を行わなかったために、年金記録上は第3号被保険者のままとなっていて不整合が生じている問題。</p>	<p data-bbox="1715 154 1860 191">施行期日</p> <p data-bbox="1576 586 1984 766">公布日から1月を超えない範囲で政令で定める日 (1)は施行から4年9月以内 (3)は施行から1年9月以内</p>
<p data-bbox="78 1082 1094 1119">3. その他(国民年金法等の一部を改正する法律等の一部改正)</p> <p data-bbox="126 1182 1487 1273">障害・遺族年金の支給要件の特例措置及び国民年金保険料の若年者納付猶予制度の期限を10年間延長する。</p>	<p data-bbox="1576 1215 1686 1252">公布日</p>

改正法施行までのスケジュールイメージ



(参考)これまでの議論の内容

- ・平成24年2月のAIJ問題発生後、有識者会議が設置され厚生年金基金等の在り方等について検討された。
- ・平成24年11月2日に厚生労働省による試案が公表され、専門委員会での審議を経て、平成25年2月8日に試案に対する意見書が取りまとめられた。
- ・平成25年4月12日に厚生年金保険等の一部を改正する法律案が閣議決定され、国会に提出された。

	厚生労働省試案	「厚生年金基金制度に関する専門委員会」意見書
特例解散制度の見直しによる「代行割れ問題」への対応	<p>○代行割れ基金については、早期の解散を促す方向で、<u>現行の特例解散制度を見直す。(5年間の時限措置)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・分割納付に際しての<u>事業所間の「連帯債務」の見直し</u>。 ・母体企業の自己負担原則、厚生年金本体との財政中立化を基本としつつ、一定条件の下に、<u>特例措置を拡大</u>。(納付期間の延長又は納付額の特例の拡大) ・条件は客観的に設定し、第三者委員会で審査。 	<p>○分割納付時の<u>連帯債務外しなど、現行制度の見直しはやむを得ない</u>。</p> <p>○一方、特例措置の拡大については慎重意見多数。特に<u>納付額の特例の拡大は反対。納付期間の延長に留めるべき</u>。</p> <p>○<u>特例解散制度は5年間で終了させ、再び導入することがないようにすべき</u>。</p>
代行制度の見直し	<p>○代行制度は他の企業年金への移行を進めながら<u>10年間で段階的に縮小し、廃止する</u>。</p> <p>○併せて、<u>解散認可基準の緩和</u>や代行部分の債務計算方法の補正等を行う。</p>	<p>○10年間の移行期間において<u>代行制度を段階的に縮小し廃止するという試案の方向性</u>について<u>妥当であるという意見で概ね一致</u>。なお、少数意見として一定の基準を満たす健全な基金は存続させてもよいのではないかという意見もあった。</p> <p>○<u>「健全基金を残すべき」という議論については、「健全性」の基準と、この基準を満たさなくなった時の制度的な担保が必要で、安易な設定は「代行割れ予備軍」を将来に残すことになる</u>。</p> <p>○健全性の基準としては、以下のような条件が最低限必要。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①企業年金である以上、<u>解散した場合に上乗せ給付まで支払える資産を保有していることは当然であり</u>、 ②金融市場のリスクが高まっている中で、<u>代行部分の資産を保全するためには、少なくとも代行部分の1.5倍を越える程度の積み立て水準が必要</u>。
企業年金の持続可能性を高めるための施策の推進	<p>○企業の追加負担が少なく、運営コストの低い企業年金の選択肢を追加。</p> <p>○<u>厚生年金基金から、他の企業年金等に移りやすくするための支援策</u>を提示</p>	<p>○基金から他の企業年金制度への移行支援に当たっては、<u>中小企業が作りやすい制度設計、手続きの簡素化等に留意</u>すべき。</p> <p>○今後、公的年金として私的年金(企業年金、個人年金)の役割分担の在り方について議論していくべき。</p>

厚生年金基金制度改革の概要と 総合型厚生年金基金の選択肢の概要

- 厚生年金基金制度改革の概要
 1. 基本構造
 2. プロセス
- 総合型厚生年金基金の選択肢の概要

本頁以降において、平成24年11月2日に公表された「厚生年金基金制度の見直しについて(試案)」に記載がなかった事項には、**追加** を付けています。
平成25年4月12日に公表された「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」の内容を含んでいます。

厚生年金基金制度改革の概要 ～1. 基本構造～

- ・ 代行割れリスクの度合い(＝代行部分に対する積立比率)に応じて以下の対応策を講ずる
 - 《代行割れ基金》 厚生年金被保険者を含めたリスクの分かち合いにより、早期解散を促進
 - 《その他の基金》 存続する基金に対しては、代行割れを再び起こさせないための制度的措置

代行部分に対する積立比率	対象 (全基金に対する割合)	法案が示す方向性	主な対策
積立比率<1.0	代行割れ (約4割)	早期に 解散 (5年以内)	<ul style="list-style-type: none"> ※ 厚生年金本体との財政中立を基本 ※ 公費(税)投入は行わない ○ 分割納付の特例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所間の連帯債務外し ・ 利息の固定金利化 ・ 最長納付期間の延長(現行最長15年) ○ 納付額の特例 追加 ○ 解散認可基準の緩和 ○ 「清算型解散」の導入
1.0≦積立比率<1.5	代行割れ予備軍 (約5割)	他制度(DB、DC等) へ 移行 又は 解散	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上乗せ資産を他制度(DB、DC、中退共)に持ち込んで移行 追加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 解散後、事業所(企業)単位で既存のDBや中退共へ移行できる仕組みを創設 ・ 移行後の積立不足を掛金で埋める期間の延長 ・ 簡易な制度設計(例:数理計算)で設立できるDBの対象拡大など ○ 解散認可基準の緩和 など
1.5≦積立比率	健全 (約1割)	他制度(DB、DC等) へ 移行 又は 存続 追加	<ul style="list-style-type: none"> ○ 解散認可基準の緩和 など ※ 施行日から5年後以降は代行保全の観点から設定した基準を満たさない基金には厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて解散命令を発動できる。

厚生年金基金制度改革の概要 ～2. プロセス～

- ・施行日から5年間 : 代行割れ問題への集中的対応
- ・施行日から5年後以降 : 代行割れを未然に防ぐための制度的措置

施行日

代行割れ問題への集中的対応

5年後

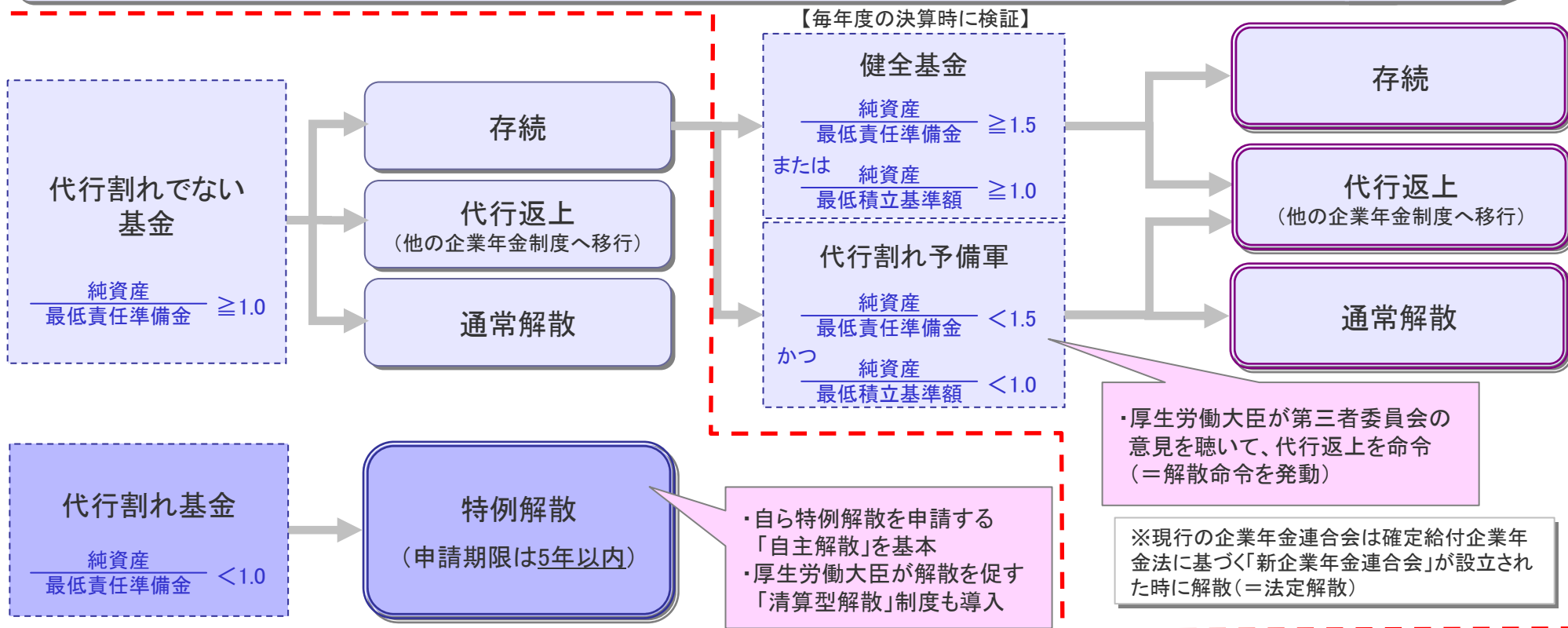
代行割れを未然に防ぐための制度的措置

新設の停止

特例解散の
申請期限

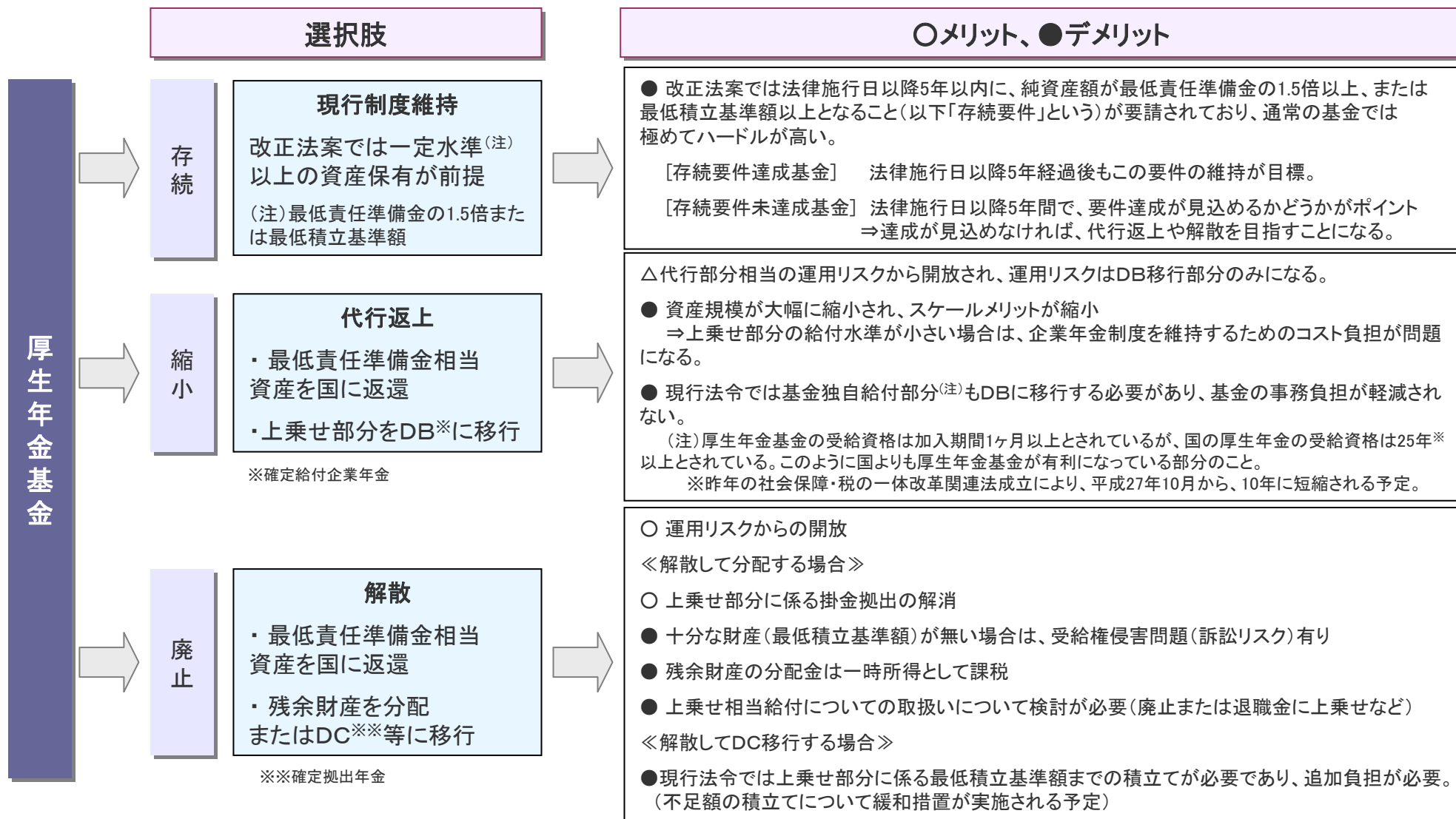
代行部分の企業年金連合会への移換(解散時、中途脱退時)を停止

追加



総合型厚生年金基金の選択肢の概要

選択肢としては、存続、縮小(代行返上)、廃止(解散)の3つであり、基金の現状及び法令等の動向を踏まえ、検討する必要がある。

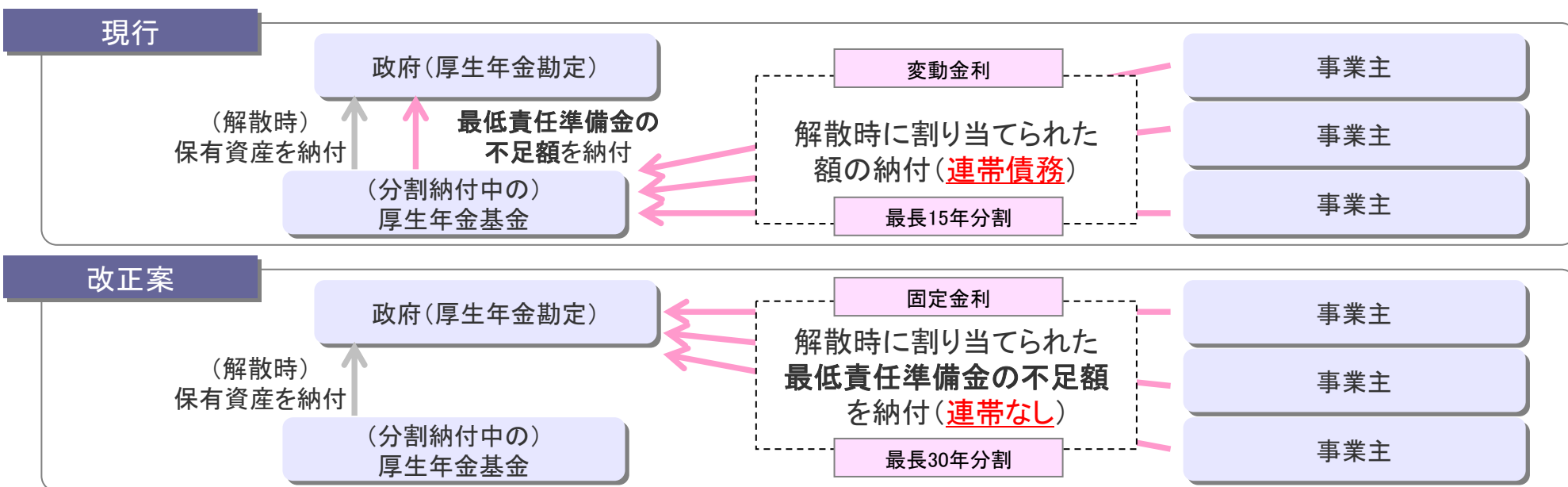


特例解散制度の見直しと代行割れ基金の検討課題

- 特例解散制度の見直し
 1. 分割納付の特例(対象:代行割れ基金)
 2. 付額の特例(対象:代行割れ基金)
 3. 解散プロセス
- 代行割れ基金の検討課題

特例解散制度の見直し ～1. 分割納付の特例(対象:代行割れ基金)～ 【施行日から5年間】

	現行	改正案
事業所間の連帯債務	<ul style="list-style-type: none"> 基金が事業主から掛金を徴収し、政府に納付。 倒産事業所が生じた場合、その分の債務は基金に残る。 (=残った事業主の連帯債務となる。) 	<p>《事業所間の連帯債務外し》</p> <ul style="list-style-type: none"> 連帯債務問題の解消を図るため、解散時に各事業所の債務を確定する。 各事業所が直接政府(厚生年金勘定)に最低責任準備金の不足額を納付する。
分割納付に係る利息	<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金本体の運用利回りの実績に応じた変動金利 	<p>《利息の固定金利化》</p>
分割納付期間	<ul style="list-style-type: none"> 当初は原則5年(最長10年) その後、やむを得ないと認められた場合に15年まで延長可能 	<p>《最長納付期間の延長》</p> <ul style="list-style-type: none"> 当初は原則5年(最長10年) その後一定の要件を満たした場合に15～30年まで延長可能



特例解散制度の見直し ～2. 納付額の特例(対象:代行割れ基金)～【施行日から5年間】

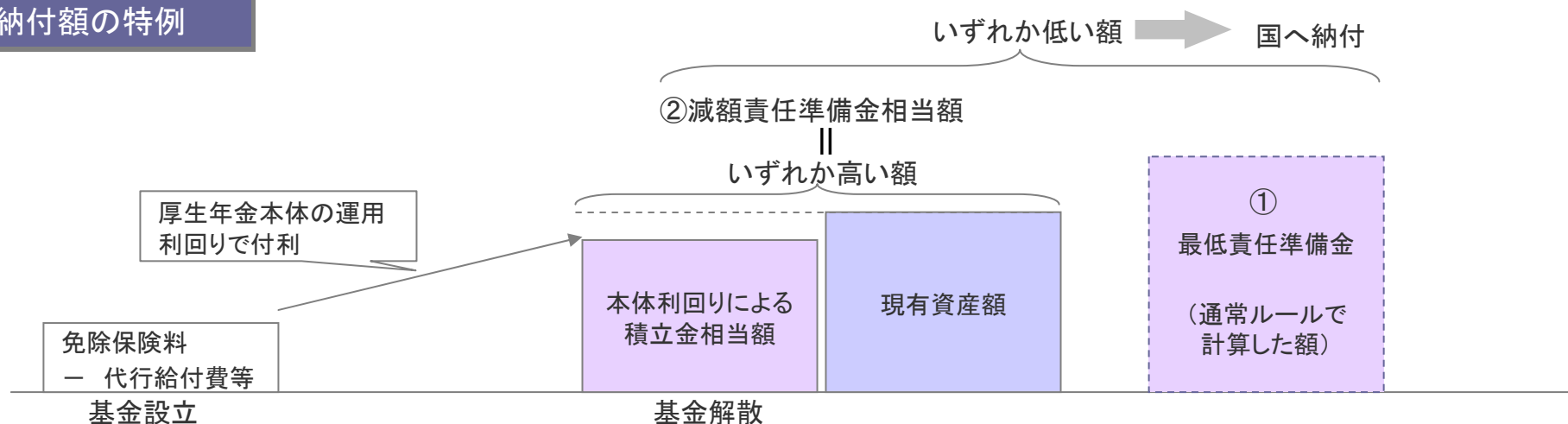
納付額は次のいずれか低い額

- ① 通常ルールで計算した額(平成11年9月までの期間は将来法で計算、平成11年10月以降の期間は厚生年金本体の実績利回りを用いたコロガシ計算)
- ② 基金設立時から厚生年金本体の実績利回りを用いて計算した額(ただし、現有資産額が下限)

追加 ※ 利回りは「期ずれ」補正後のものを用いることを原則とするが、補正せずに計算した額の方が低くなる場合は、当該額を用いることができる。

(試算で提示された新特例基準額(最低責任準備金－[追加負担額－負担上限額])は設定されず。)

納付額の特例



➤減額責任準備金相当額の計算方法

- ・ 仮に当該厚生年金基金の加入員及び加入員であった者が、当初から厚生年金本体のみに加入していれば厚生年金本体において形成されていたであろう積立金の額と現有資産額とを比較し、いずれか高い方の額。

平成11年10月以降、最低責任準備金の算出方法で用いている過去法(厚生年金本体の積立金の利回りに基づく付利利率を用いた転がし方式)を、設立当初から適用したと仮定して計算。(当該金額を現有資産額が上回る場合には現有資産額)

特例解散制度の見直し ～3. 解散プロセス～

- ① **自主解散を基本**。厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて解散を促す「清算型解散」の仕組みを導入。
- ② **第三者委員会における適用条件等の審査**。適用条件は客観的に設定。
- ③ 特例解散の適用を受ける基金の**受給者は申請(指定)時点以降、上乘せ給付を支給停止**。
- ④ 申請(指定)以降、**年金記録の整理等の事務に先行して代行資産を返還できる仕組み**を導入。

解散の種類

自主解散型基金	・解散しようとする基金であって解散日に代行割れが見込まれる基金
清算型基金	・次の要件を満たす場合に、第三者委員会の意見を聴いた上で指定厚生労働大臣により指定された基金 - 純資産 < 最低責任準備金 × 政令で定める率 - 事業継続が著しく困難 - 業務運営について相当の努力

プロセスの透明化

《参考》「厚生年金基金制度の見直しについて(試案)」の内容

- ・ 社会保障審議会の下に、第三者委員会として「**厚生年金基金解散審査会(仮称)**」を設置
- ⇒ 学識経験者、実務家、労使代表などで構成

審査会での審査	・ 清算型解散の指定要件に合致しているか ・ 特例措置の適用条件に合致しているか、等
---------	---

代行資産の先行返還制度の導入

- ・ 特例解散の申請時点(清算型解散の場合は指定時点)以降、年金記録整理等の事務処理に先行して代行資産を返還可能(厚生年金本体の債権管理に伴うリスクを軽減)

代行割れ基金の検討課題 【施行日から5年以内】

①最低責任準備金の算定

- まず、精緻化[(a)0.875の補正、(b)期ズレの解消]した最低責任準備金を算定する。
(a)のみ適用、(b)のみ適用、(a)(b)両方適用、のいずれか小さい数値の採用が可能かどうかは不明(通知未発出)
⇒ 代行割れを回避できる基金は次頁「代行充足基金」へ、回避できない基金は次へ
- 次に、納付額の特例を用いた場合の最低責任準備金(減額責任準備金)を算定する。
算定に用いる利回りは、「期ずれ」による補正有、無のいずれか、減額責任準備金の数値を小さくできる方を採用可能の見込
⇒ 精緻化がそれぞれ選択可能な場合は、以下の8通りを比較検討することになる。
①現行基準[精緻化無] ②現行基準[精緻化(a)] ③現行基準[精緻化(b)] ④現行基準[精緻化(a)(b)]
⑤減額責任準備金[精緻化無] ⑥減額責任準備金[精緻化(a)] ⑦減額責任準備金[精緻化(b)] ⑧減額責任準備金[精緻化(a)(b)]
- 上記は8号方式であるが、7号方式についても実態的に適用可能な方策を現在厚労省に検討依頼中であり、当該方策が認められれば、比較検討する必要がある。

②代行割れ不足分の徴収

- 代行割れを回避できない基金は、代行割れ不足分を全事業所で一括徴収できるかどうか、検討する必要がある。
⇒ 一部でも一括徴収できない事業所があれば、当該事業所については分割納付することになる。
⇒ 分割納付対象事業所については、分割納付に係る利息の金利(現時点では不明)を確認の上、分割納付期間を設定して返済計画(当初5~10年、その後一定の要件を満たす場合は15~30年に延長可能)を立てる必要がある。

③解散スケジュールの決定

- 解散検討委員会を設置し、上記①・②を踏まえて、解散までの大まかなスケジュールを決定する必要がある。
特に、代行資産の先行返還制度が導入予定であり、記録整備完了前に最低責任準備金を事前納付することができることから、運用リスクは早期に回避できるが、記録整備も含めた清算終了までの期間は短縮できないので、留意する必要がある。

厚生年金基金の存続要件と代行充足基金の課題

- 厚生年金基金の存続要件
- 代行充足基金の検討課題

(注)年金資産を最低責任準備金以上保有している厚生年金基金をここでは「代行充足基金」と定義しています。

基本的な考え方

- ・ 今回の改正では、代行割れ問題について、厚生年金被保険者全体のリスクの分かち合い(連帯債務外し等)をお願いしつつ、早期解決を図ることとしている。
- ・ こうした改正について、厚生年金被保険者(約3,400万人)の理解を得るためには、代行割れを二度と起こさないための制度的措置を導入する必要がある。

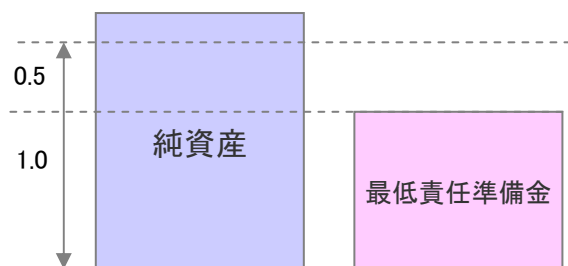
具体的な仕組み

施行日から5年経過後(特例解散の終了時点)は、毎年度の決算において、以下のいずれかの要件を満たしている基金のみ存続できるとし、要件を満たさない基金に対しては、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて解散命令を発動できることとする。この場合、特例解散措置(納付額、分割納付の特例)の適用を受けることはできない。

要件

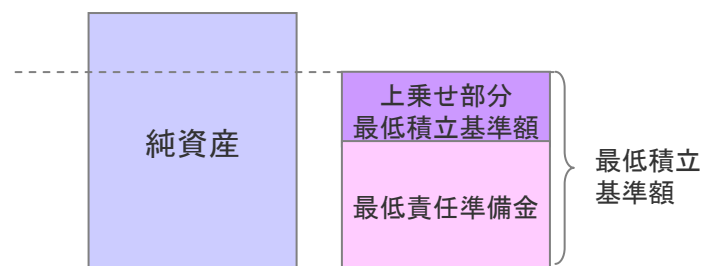
(1) 市場環境の短期変動による代行資産の毀損リスクを回避できる積立水準

【具体的基準】 純資産 \geq 最低責任準備金 $\times 1.5$ (※)



(2) 上乗せ部分の積立不足による代行資産の毀損リスクを回避できる積立水準

【具体的基準】 純資産 \geq 最低積立基準額



または

※ 1.5の根拠

○ 以下のデータに基づき設定

- ① 過去12年間の全基金の決算データでは1~2年の市場環境の変化によっても代行割れしない積立水準は代行部分の1.5倍以上
- ② 今後5年間の運用リスクに対して代行割れを1%未満に抑えるために必要な積立水準は代行部分の1.6倍以上(保険会社の健全性基準の考え方を参考)

代行充足基金の課題

①最低責任準備金の算定

- 精緻化[(a)0.875の補正、(b)期ズレの解消]した最低責任準備金をまず算定する。
 - (a)のみ適用、(b)のみ適用、(a)(b)両方適用、のいずれか小さい数値の採用が可能かどうかは不明(通知未発出)
- 上記は8号方式であるが、7号方式についても実態的に適用可能な方策を現在厚労省に検討依頼中であり、当該方策が認められれば、比較検討する必要がある。

②今後の制度のあり方(存続・移行・解散)の検討

- 積立水準(非継続基準)を確認後、今回の法改正施行日以降5年間で前頁の存続要件の達成可否を検討する。
 - ⇒ 存続要件未達成基金については以下を検討する
 - 財政健全化(上乘せ部分の予定利率の引下げ:概ね、2.5%以下、給付減額)
 - 未償却過去勤務債務の早期償却(5年以内)
 - ⇒ 予定利率が2.5%以下で、未償却過去勤務債務が償却完了した場合、概ね、非継続基準(純資産額が最低積立基準額以上)をクリアし、基金存続要件を達成できるため、厚年基金として存続可能である。
 - ⇒ 法改正施行日以降5年間で基金存続要件の達成が困難な場合、企業年金連合会・DB・DC・中退共への移行可否を検討する。
 - ⇒ 他制度への移行可能性がなければ、解散に向けて検討していくことになる。

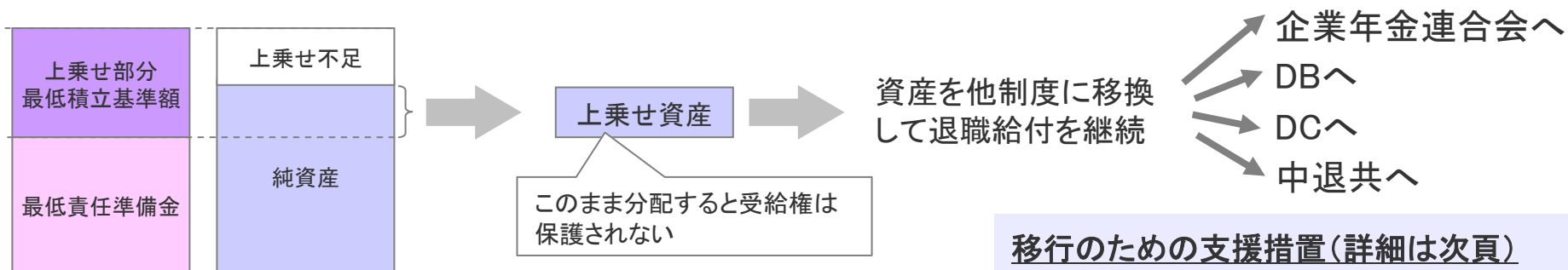
企業年金の持続可能性を高めるための施策の推進

- 厚生年金基金が解散した場合の基本ルール
- 基金から他制度への移行支援策

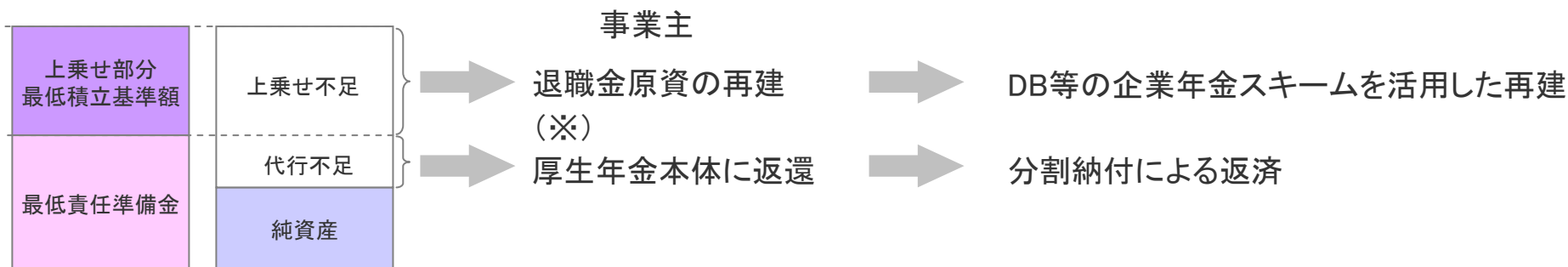
厚生年金基金が解散した場合の基本ルール

- ① 代行給付 = 必ず保全される(厚生年金本体が支給)
- ② 上乗せ給付(3階部分) = 残余財産の範囲内で分配(又は企業年金連合会に移換)

【ケース1: 代行割れはしていないが、上乗せ部分は積立不足である基金】



【ケース2: 代行割れ基金】



※1 一部の基金では、上乗せ給付の原資として加入員からも掛金を徴収しているところがあり、こうした基金が解散後、上乗せ給付を再建するスキームとしての活用も考えられる。

※2 ケース1およびケース2で、代行部分を持ち続けると、公的資金である代行資産を、上乗せ給付の不足に充てるために使い続けることになる。

基金から他制度への移行支援策

上乗せ部分の受給権保全のための移行支援策

(1) 確定給付企業年金(DB)への移行支援

- 移行時の積立不足を掛金で埋めるための期間を延長
- 基金解散後、事業所単位で既存のDBへ移行できる仕組みの創設

(2) 確定拠出年金(DC)への移行支援 **追加**

- 基金を脱退した事業所の従業員が基金から既存のDCへ資産を移換できるよう規制緩和
- 解散後にDCに移行する場合の積立基準に関する規制緩和

(3) 退職金の再積立支援 **追加**

- 代行割れ基金の解散後、各事業主が、厚生年金本体への不足額の返還と、退職金の再積立を両立できるようにするための措置
 - ・ 厚生年金本体への分割納付期間延長
 - ・ 各事業所が退職金の再積立の観点から、DB等のスキームを活用する場合の積立基準に関する規制緩和

(4) その他

- 基金解散後、企業単位で中小企業退職金共済制度へ移行できる仕組みの創設 **追加**
- 申請書類や手続きの簡素化
- 中小企業等における企業年金等の導入事例についての情報提供 **追加**

企業年金の選択肢の多様化

(1) キャッシュバランスプランの制度設計の弾力化

- 給付設計に用いる指標の選択肢を拡大(運用実績、複合ベンチマークを加える)
- 基準金利等の規制緩和(ただし、元本は保証)

(2) 簡易型DBの対象拡大 **追加**

- 中小企業等への企業年金の普及を促進するため、簡易な制度設計(例:数理計算)や手続きで設立できるDBの対象(※)を拡大する
※ 現在は、加入員がいない閉鎖型DBにのみ認められている。

(参考)既存の企業年金制度

	メリット○	デメリット●
厚生年金基金 (総合型)	<ul style="list-style-type: none"> ○ スケールメリット有り(資産運用費用・基金運営費用小) ○ 事業主負担は全額損金参入 ○ 本人負担掛金は社会保険料控除、原則特法税非課税、遺族給付に係る相続税非課税 ○ 一般的に退職給付債務の対象外 ○ 業界の結束力強化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業主の運用リスク有り △ 制度設計の自由度小
確定給付企業年金 (単独型)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業主負担は全額損金参入 ○ 制度設計の自由度大 	<ul style="list-style-type: none"> ● スケールメリット無し(資産運用費用・基金運営費用大) ● 事業主の運用リスク有り ● 退職給付債務の対象 △ 本人負担掛金は生命保険料控除、原則特法税課税、遺族一時金は相続税課税
確定給付企業年金 (総合型)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 複数事業所参画によるスケールメリット(資産運用費用・基金運営費用小) ○ 事業主負担は全額損金参入 ○ 一般的に退職給付債務の対象外 ○ 業界の結束力強化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業主の運用リスク有り △ 制度設計の自由度小(但し、事業所毎に掛金水準を設定できる制度設計は可能) △ 本人負担掛金は生命保険料控除、原則特法税課税、遺族一時金は相続税課税
確定拠出年金 (企業型)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業主は運用リスク無し ○ 事業主負担は全額損金参入 ○ 退職給付債務の対象外 ○ 本人負担掛金は小規模企業共済等掛金控除 	<ul style="list-style-type: none"> ● 加入者は運用リスク有り ● 事業主は加入者への投資教育の責務有り ● 原則60歳まで受給不可(中途脱退給付無し) △ 拠出限度額有り(他にDB制度 有り:25,500円/人・月、無し:51,000円/人・月)
中小企業退職金 共済制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 掛金は事業主のみ(従業員は拠出不可)で事業主負担は全額損金参入 ○ 事業主・従業員とも運用リスク無し 	<ul style="list-style-type: none"> ● 加入23ヶ月以下は掛け捨てが発生 △ 一定規模以下の企業のみが加入可(業種別に従業員数・資本金規模で制限有り) △ 掛金は一定の範囲内で選択制(5千円～30千円/人・月) △ 予定運用利回りは1%(⇒DB給付水準維持のためには掛金増額要)

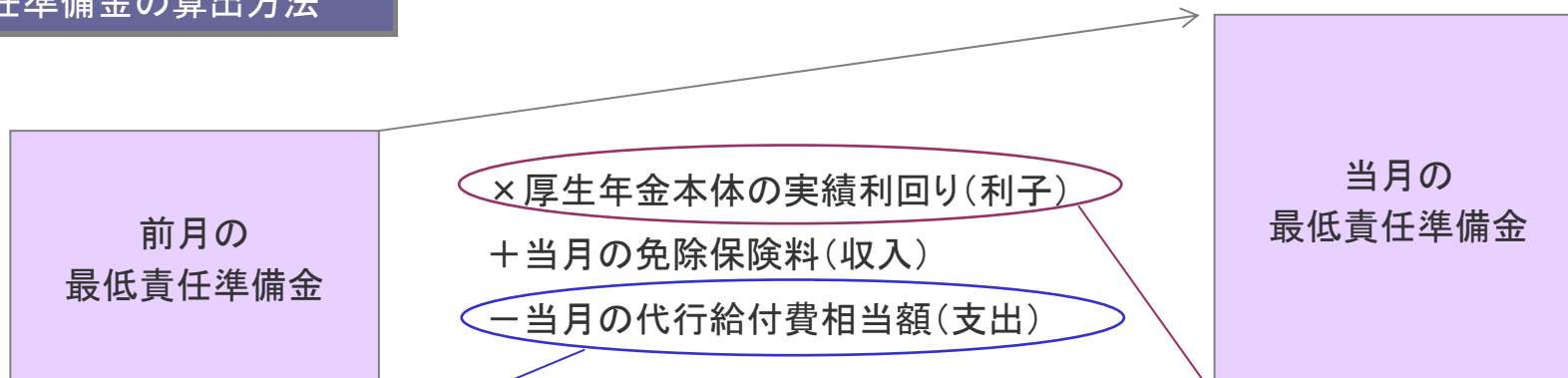
その他、制度全般に係る変更事項

- 最低責任準備金の精緻化
- 解散認可基準の緩和

最低責任準備金の精緻化(対象:全基金)

- ・ 代行部分の債務である「最低責任準備金」の計算方法について、全基金を対象として、以下の見直しを行う

最低責任準備金の算出方法



- ① 代行給付費の簡便計算に用いる係数(※)の補正
※代行給付費×係数で計算

- ② 計算に用いる厚生年金本体の実績利回りの適用時期のずれ(「期ずれ」)の補正

現行	改正案	
一律の係数 (0.875)	受給者の年齢区分に応じて3段階に設定	
	75歳以上	1.0
	65歳以上75歳未満	0.96
	65歳未満	0.69

現行	改正案
前々年度の確定値を当年分の計算に適用 (例) 平成13年度分の最低責任準備金の計算 →平成11年度の実績(3.62%)を用いる	期ずれを解消(確定値+直近は推計値) (例) 平成13年度分の最低責任準備金の計算 →平成13年度の実績(1.99%)を用いる

(参考1)最低責任準備金の精緻化

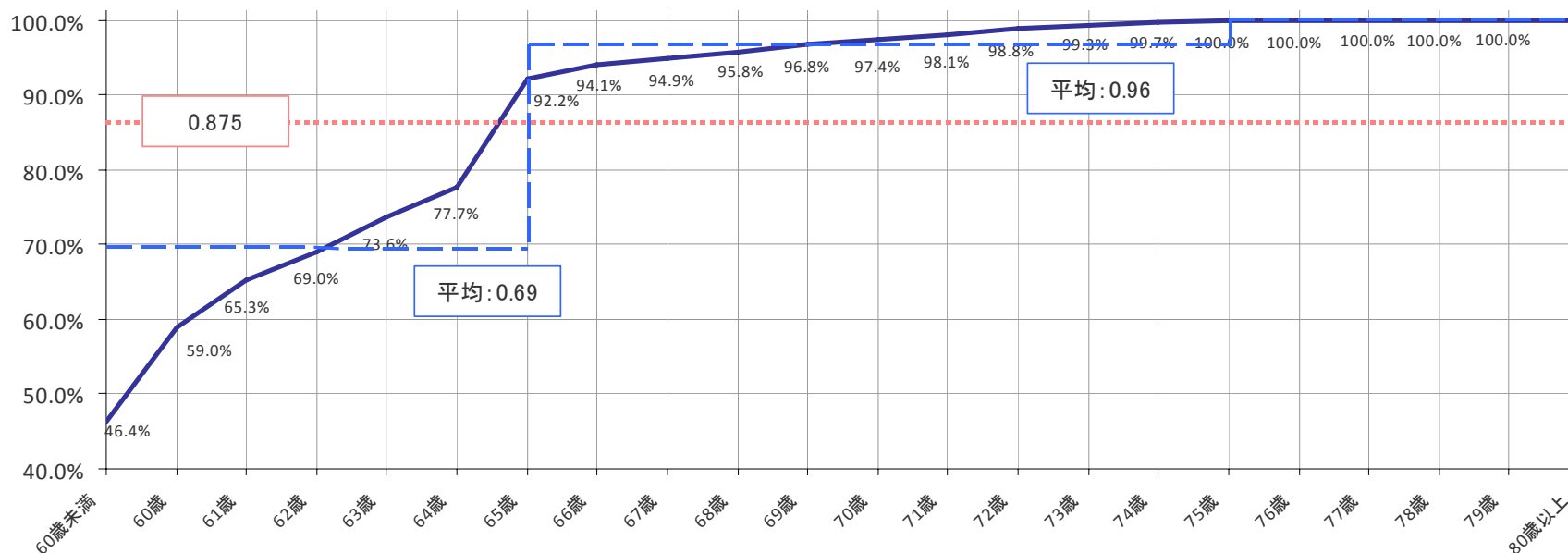
①代行給付費の計算に用いる係数(0.875)の見直し

最低責任準備金計算上のいわゆる「0.875」について、各基金の実態により即したものとする観点から実績データに基づき見直しを行う。

現行	変更案
一律の係数(0.875)	受給者の年齢により3区分に分けた係数 65歳未満:0.69 65歳以上75歳未満:0.96 75歳以上:1.0

上記の見直しは、実績データのある平成17年4月以降に遡及して適用

代行部分の支給率(0.875に該当する率)の実績(年齢別)



出典:第1回厚生年金基金制度に関する専門委員会 資料2:代行制度について

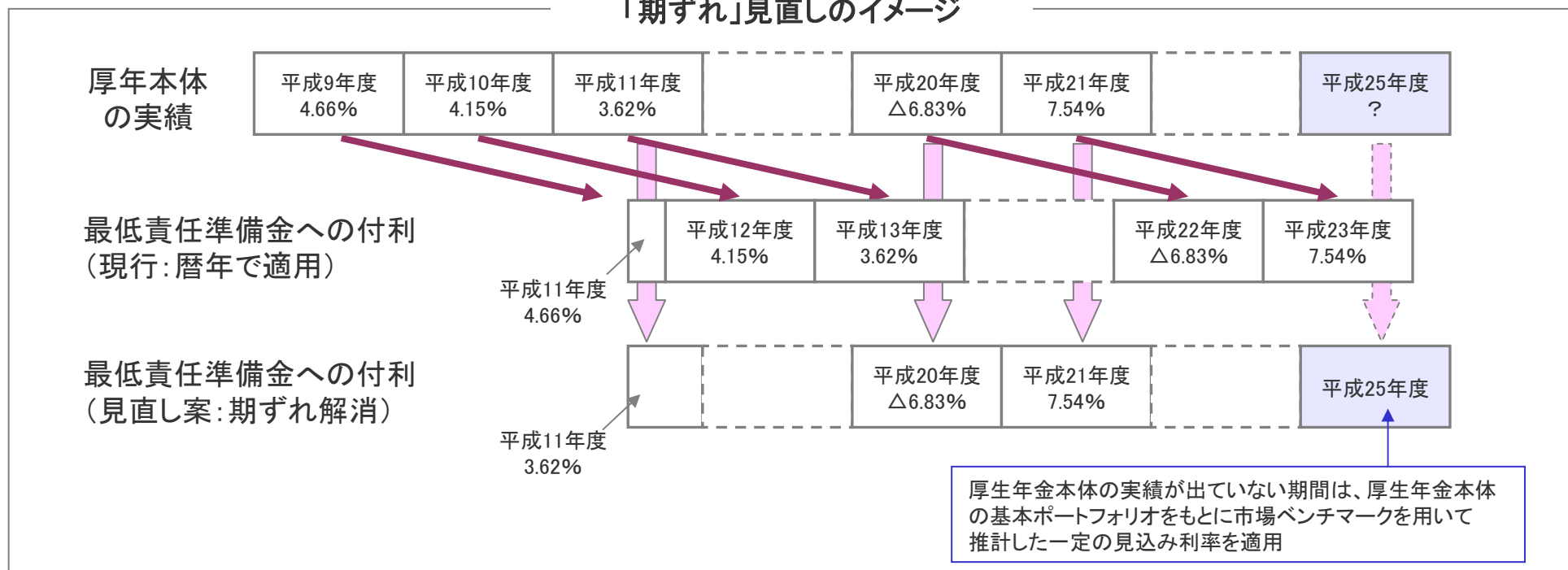
(参考1)最低責任準備金の精緻化

②「期ずれ」の調整

厚生年金本体の実績運用利回りが確定している期間：当該利回り

確定していない期間：厚生年金本体の基本ポートフォリオをもとに市場ベンチマーク(指標)を用いて推計した利回り

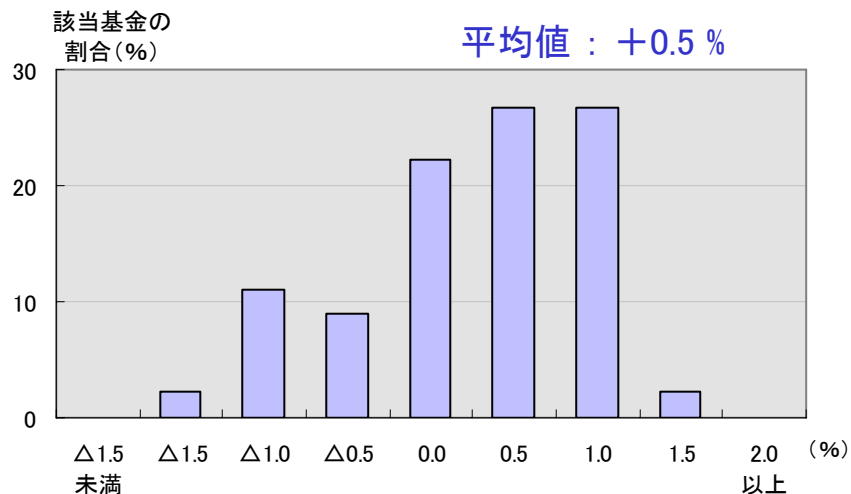
「期ずれ」見直しのイメージ



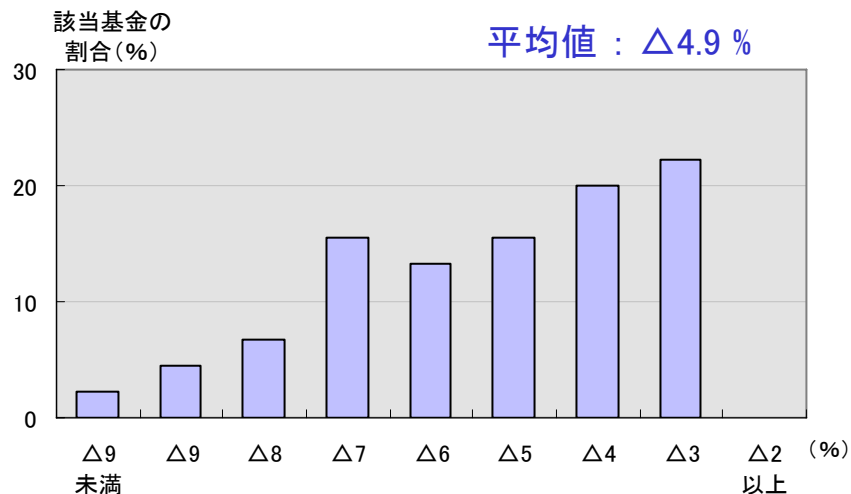
出典：第1回厚生年金基金制度に関する専門委員会 資料3-2:「厚生年金基金制度の見直しについて(試案)」参考資料

(参考2)最低責任準備金の精緻化による影響(当行総幹事先総合型厚生年金基金)

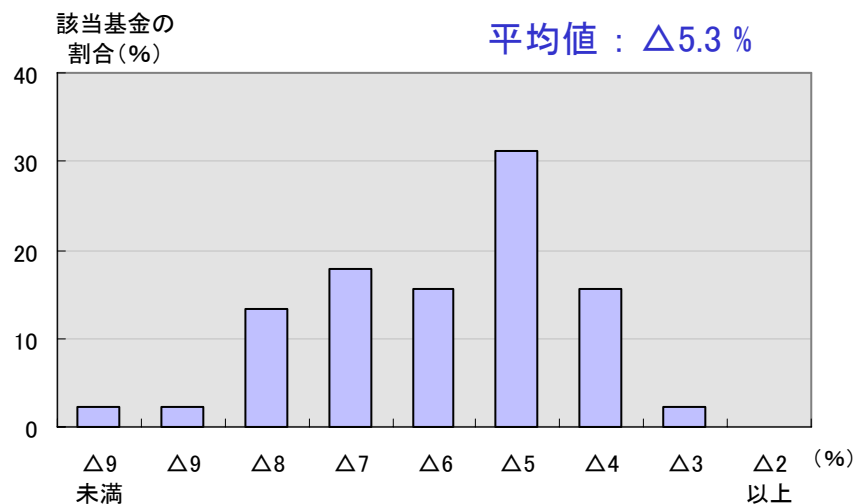
①係数(0.875)の見直しによる影響



③係数(0.875)の見直しおよび「期ズレ」の調整による影響



②「期ズレ」の調整による影響



【前提条件】

- ・計算基準日:平成24年3月31日
- ・代行給付費の計算に用いる係数(0.875)の見直し後の係数
(受給者の年齢により3区分に分けた係数)
65歳未満:0.69 65歳以上75歳未満:0.96 75歳以上:1.0
平成17年4月以降に遡及して適用

【留意事項】

- ・当資料は平成24年11月2日に厚生労働省より提示された「厚生年金基金制度の見直しについて(試案)」を踏まえた概算計算に基づく結果である。
- ・(例)「Δ0.5」の欄には、Δ0.5以上0.0未満に該当する基金数の割合を表示している。

(参考3)最低責任準備金(非継続基準)の算定方法

①平成11年9月までの算定方法(給付現価方式)

最低責任準備金は個人別に算定し、累計したものととして計上されていた。

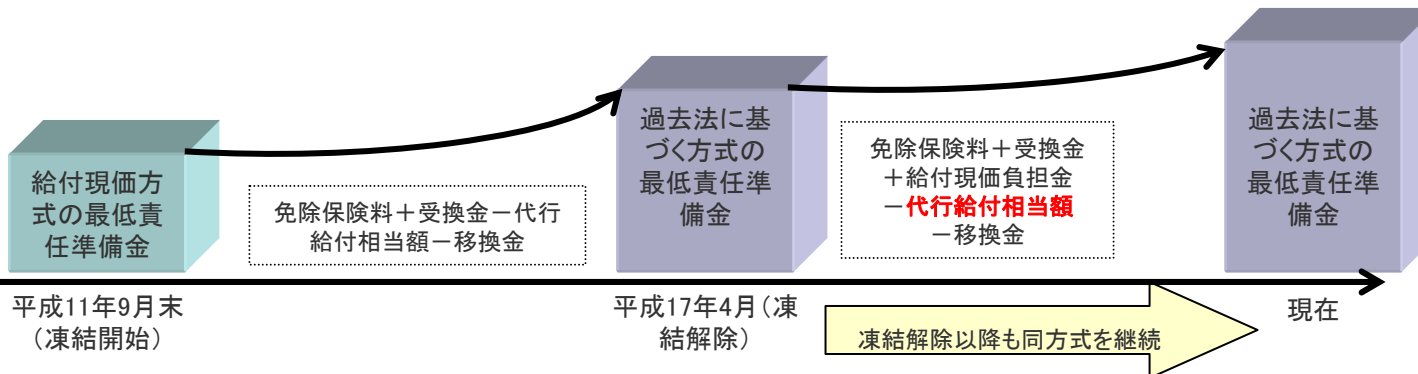
最低責任準備金 = 代行年金額^(注1) × 60歳支給開始単純終身現価率(男女別)^(注2)

(注1) 代行年金額 = 平均標準報酬月額 × 生年月日別給付乗率(10~7.5%) × 加入員月数

(注2) 60歳以上の者については、即時支給開始の現価率を適用

②平成11年10月以降の算定方法(コログシ方式)

当年度末最低責任準備金 = 前年度末最低責任準備金 + 免除保険料 + 受換金 [+ 給付現価負担金]
 - 代行給付相当額 - 移換金 + 厚年本体利回り※による利息相当分



※【厚年本体利回り】(暦年)

平成11年:	4.66%
平成12年:	4.15%
平成13年:	3.62%
平成14年:	3.22%
平成15年:	1.99%
平成16年:	0.21%
平成17年:	4.91%
平成18年:	2.73%
平成19年:	6.82%
平成20年:	3.10%
平成21年:	△3.54%
平成22年:	△6.83%
平成23年:	7.54%
平成24年:	△0.26%
平成25年:	2.17%
平成26年:	9.59%

(推計値)

【代行給付相当額について】

「代行給付相当額」の算定方法^(注1)には7号方式(個人別算定方式)と8号方式(代行年金額 × 0.875 - 政府負担金)の2通りがあるが、現状は全基金8号方式を採用している。

7号方式を採用するためには、受給者個々人の支給停止額^(注2)を把握する必要があるが、各基金においては支給停止額を算定するための情報(データ)が不足しており、またそのデータの入手方法(ルート)が確立されていない^(注3)。

(注1) 平成11年9月3日告知192号「厚生年金保険法第85条の2に規定する責任準備金に相当する額の算定方法に関する特例」の第1項の7号と8号に記載されています。

(注2) 支給停止の要因

(a) 在職者の給与との調整、(b) 雇用保険(失業保険・高齢雇用継続給付)との調整、(c) 遺族・障害年金との調整

(注3) 厚年基金は現在、日本年金機構から企業年金連合会経由で上記(a)(b)のデータを個別受給者を指定することにより入手できるが、(c)はデータそのものが入手できない。また、在老調整等を実施している基金については直近データは保有しているが、過去分については保有していないのが実態である。

解散認可基準の緩和

- ・ 解散認可基準について、法定議決要件、事前手続要件、理由要件について以下の通り緩和を行う。

解散認可基準の緩和

項目	現行	改正案
1. 代議員会における法定議決要件	代議員の定数の4分の3以上による議決	代議員の定数の 3分の2以上 による議決
2. 解散認可申請に際しての事前手続要件	全事業主の4分の3以上の同意 全加入員の4分の3以上の同意	全事業主の 3分の2以上 の同意 全加入員の 3分の2以上 の同意
3. 解散認可申請に際しての理由要件	母体企業の経営悪化等 ※ 代行返上の場合は、母体企業の経営悪化等の理由要件は課していない。	撤廃